特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定等に関する手数料の納付） **第三十五条**　（略） ２　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第七条第二項の主務省令で定める職員の数は二人とし、同項の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第四号において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、次の表に掲げるところによる。 経済産業省　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号 国土交通省　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 環境省　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 ３　（略）	（指定等に関する手数料の納付） **第三十五条**　（略） ２　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第七条第二項の主務省令で定める職員の数は二人とし、同項の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、次の表に掲げるところによる。 経済産業省　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号 国土交通省　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 環境省　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号 二　（略） 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 ３　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			**別表**（第二条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率	特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］	規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の〇	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の五